

令和5年5月1日

在学生及び教職員 各位

保健管理センター長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類へ変更後の感染予防対策について

- ・令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同じ感染症法上5類感染症と位置付けられ、国の方針は季節性インフルエンザ等への対応と同様、個人の選択を尊重することを基本とする考え方となります。つまり、今まで政府が国民に要請してきた基本的な感染対策（手指衛生、換気、マスク着用、三密回避、人との距離確保）は個人、事業所の判断に委ねられる事になります。以下の2, 3を参考に各部署、教職員及び学生が自主的な感染予防を行いましょう。
- ・但し、新型コロナウイルス感染症は未だに新規感染者が報告され、その感染者数は微増傾向にあります。季節性インフルエンザ感染症に比べ、感染力が強く、疲労感・味覚障害・咳などの後遺症が生じやすいと言われています。このような状況・特徴を踏まえて、以下の1. に関しては新型コロナウイルス感染症の本学キャンパス内での流行や第9波を起こさない為、或いは、罹患後の後遺症を起こさない為に重要な対応であり、この対応のみ学生・教職員には行って頂きたいと思えます。

1. 学生、教職員が行う必要がある感染対策（別紙 フローチャート参照）

少しでも体調の異変（咳、のどの痛み、鼻水、発熱、だるさ、頭痛、筋肉痛・関節痛など）を感じたら、自身での抗原検査キットによる検査や病院受診を検討し新型コロナウイルス感染症に罹っていないかどうかを調べる事が重要です。新型コロナウイルス感染症に罹っている事が判明した場合には、医療機関での治療を受け、周囲への感染を防ぐため以下の厚労省の意見を参考に対応下さい。

* 厚労省が推奨している対応方法

- ・発症日を0日目として5日間は外出を控えること
- ・発症後5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること
- ・発症後10日目が経過するまでは、不織布マスクを着用すること

* 大学生の新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止期間については、別途、学務課より案内が有りますので参照ください。

対応方法が判らない場合や疑問等がある場合は、保健管理センター(0143-46-5855)、又は、北海道健康相談センター(0120-501-507 (24 時間対応))に電話相談下さい。

2. 政府が推奨している有効な感染予防対策

- a.手洗い等の手指衛生
- b.室内の換気
- c.マスク着用

以下のような場面ではマスクの着用が推奨されています

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・入居している医療機関・高齢者施設等訪問時
- ・ 混雑した電車やバス等に乗車する時
- ・ 基礎疾患など重症化リスクがある方が混雑した場所に外出する時
- ・ かぜ症状がある方、同居家族にかぜ症状が居る場合にやむを得ず外出する時
- ・ 自分が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合(発症日を0日として10日間着用)
- ・ 同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合 (同居家族の発症日を0日として7日間着用)

3. 流行期において高齢者等重症化リスクの高い人に対して政府が推奨している感染予防対策

- a.三密（密集、密接、密閉）の回避
- b. 人との距離の確保

関連情報ホームページ

- 室蘭工業大学保健管理センターホームページ (<https://u.muroran-it.ac.jp/medic/>)
- 厚生労働省ホームページ (新型コロナウイルス感染症について)
- 北海道新型コロナウイルス感染症について - 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室 (hokkaido.lg.jp)
- 文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ
- 新型コロナウイルス感染症対策 (内閣官房ホームページ)
- 一般社団法人 北海道薬剤師会 (doyaku.or.jp)